

寒川町事務分掌等に関する規則及び寒川町庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 4 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第 17 号

寒川町事務分掌等に関する規則及び寒川町庁舎管理規則の一部を改正する規則

(寒川町事務分掌等に関する規則の一部改正)

第 1 条 寒川町事務分掌等に関する規則(昭和 57 年寒川町規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条総務部施設再編課管財担当の項第 13 号中「庁舎」の次に「(一之宮分庁舎を除く。)を加え、町民部町民安全課防犯・交通安全担当の項中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 一之宮分庁舎の管理及び使用に関すること。

(寒川町庁舎管理規則の一部改正)

第 2 条 寒川町庁舎管理規則(昭和 47 年寒川町規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表庁舎の項中「施設再編課長」の次に「(一之宮分庁舎にあつては町民部町民安全課長)」を加える。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。